

12 認定農業者と特定農業法人の特例

■ 農業経営基盤強化準備金制度

青色申告書を提出する特定農業法人等が、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの期間に、農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2に規定されている交付金等を受けた場合に、農業経営改善計画等の定めるところに従い、農業経営基盤強化のための準備金を積み立てる事ができ、その金額は法人税法上損金の額に算入することができます。

さらに、農業経営改善計画等に従い5年以内に準備金を取り崩したり、受領した交付金等を積立てずに受領した年に用いて、農用地または農業用の機械・構築物その他の減価償却資産の取得等した場合には、圧縮記帳することができます。

(注1) 適用対象者

ア 認定農業者(個人・農業生産法人)

イ 特定農業法人

※この特例の対象者は、青色申告により確定申告を行う担い手が対象となる。

(注2) 対象となる交付金等(租税特別措置法第24条の2、第61条の2、租税特別措置法施行規則第9条の3、農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2)

① 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第3条第1項に規定する交付金

当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう)に応じて交付する交付金

当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

② 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第1項に規定する交付金

当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合に、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る)に対して交付する交付金

③ 農業者戸別所得補償交付金

④ 農地保有合理化促進対策費交付金

⑤ 環境保全型農業直接支援対策交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む)

【平成23年度(産)分の対象交付金】

- ・ 水田経営所得安定対策交付金
- ・ 農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援部分
- ・ 作付拡大条件不利補正交付金
- ・ 農業者戸別所得補償制度の交付金
- ・ 環境保全型農業直接支援対策の交付金

※中山間地域等直接支払など、上記以外の交付金は対象外です。

(注3) 対象となる固定資産等

特例の適用対象となるのは、農業経営改善計画で取得を予定している農業用資産で、農地の場合は耕地、機械・構築物については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令旧別表第7」に記載しているもの（新品）です。

(注4) 必要経費算入限度額

① 積立時

次のア又はイのいずれか少ない金額で積立てた金額

- ア 積立てた年(事業年度)に受領した交付金等のうち認定計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるための金額として「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」に記載された金額
- イ 積み立てる年(事業年度)における所得の金額

① 取得(圧縮記帳)時

次のア又はイのいずれか少ない金額

- ア 準備金取崩額と取得した年(事業年度)の交付金の受領額の合計額のうち認定計画等に基づき農業用減価償却資産の取得に充てた金額
- イ 取得した年(事業年度)における所得の金額

(注5) 準備金の取り崩し

準備金は、積立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度(6年目)に取り崩して益金に算入する。

◎ 農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

各事業年度の農業収入を30,000千円、必要経費として農業経営費24,000千円と農業経営基盤強化準備金2,700千円を計上した場合。(法人税の実効税率を26%と仮定)

① 積立て時の効果

(単位:千円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入	30,000	30,000
必要経費	26,700	24,000
うち農業経営費等	24,000	24,000
うち農業経営基盤強化準備金	2,700	0
課税所得	3,300	6,000
税額 26%	① 858	② 1,560

注:準備金を積立てた場合と積立てなかった場合では、1年間に納税額で702千円(②-①)の差が出ます。

② 取得時の効果

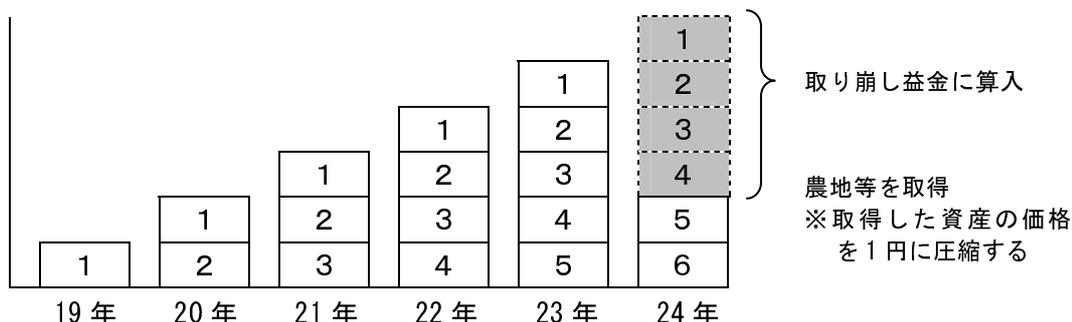
(単位:千円)

	固定資産を取得した場合
取得固定資産	10,800
準備金取崩額(益金)	2,700
固定資産の圧縮記帳(損金)	2,700
固定資産の簿価	8,100
準備金取崩額への課税額 26%	0

注:固定資産を取得した年度に準備金を取崩し、その準備金の範囲内で固定資産を圧縮記帳し損金に算入することで、その年度の課税所得を少なくすることができます。

注:圧縮記帳は、その年度の税負担を軽減する効果があるが、固定資産の帳簿価額は圧縮額だけ減少するため、取得年度から減価償却終了年度までの減価償却費が圧縮記帳にかかる分だけ減少することになります(所得が増加する)。

- ③ 平成19年の事業年度から毎年、準備金を2,700千円積立し、平成24年度に準備金の内10,800千円を取り崩して農地等を取得した場合



ア 平成19～23年の事業年度までの法人税の計算（①と同じ）

$$\begin{array}{cccccc} \text{(農業収入)} & & \text{(必要経費)} & & \text{(準備金)} & \text{(税率)} & \text{(税額)} \\ \{30,000 \text{ 千円} & - & (24,000 \text{ 千円} & + & 2,700 \text{ 千円})\} & \times 26\% = & 858 \text{ 千円} \end{array}$$

イ 平成24年の事業年度の法人税の計算

$$\begin{array}{cccccc} \text{(農業収入)} & & \text{(必要経費)} & & \text{(準備金)} & & \\ \{30,000 \text{ 千円} & - & (24,000 \text{ 千円} & + & 2,700 \text{ 千円}) & & \\ & & \text{(取崩額)} & & \text{(圧縮記帳)} & \text{(税率)} & \text{(税額)} \\ & + & 10,800 \text{ 千円} & - & 10,799,999 \text{ 円}\} & \times 26\% = & 858 \text{ 千円} \end{array}$$

◎ 農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理（例）

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
交付金等を受領した時	現金・預金	××	交付金等収入【収入】	××
準備金を積み立てた時	農業経営基盤強化準備金繰入額【必要経費】	××	農業経営基盤強化準備金	××
準備金を取り崩した時	農業経営基盤強化準備金	××	農業経営基盤強化準備金繰戻額【収入】	××
固定資産を取得した時	固定資産	××	現金・預金	××
	固定資産圧縮損【必要経費】	××	固定資産	××